

# 学校法人関西金光学園 情報セキュリティ基本方針

## 1 目的

本基本方針は、学校法人関西金光学園（以下「本学園」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本学園が設置する関西福祉大学、関西福祉大学金光藤蔭高等学校、金光大阪中学校・高等学校及び金光八尾中学校・高等学校（以下「各学校」とい、学園本部を含む。）が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

### （１） ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

### （２） 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### （３） 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

### （４） 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

## 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

### （１） 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

### （２） 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

### （３） 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

### （４） 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

### （５） 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

## 4 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

### ① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体

- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

## 5 教職員等の遵守義務

教職員等（専任教職員、準専任教職員、期限付常勤教職員及び非常勤教職員をいう。以下同じ。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

## 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### （1） 組織体制

本学園の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全学園的な組織体制を確立する。

### （2） 情報資産の分類と管理

各学校の保有する情報資産を重要性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

### （3） 物理的セキュリティ

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

### （4） 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

### （5） 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

### （6） 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するための緊急時対応策を講じる。

## 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

## 8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった

場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

#### 9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

#### 10 情報セキュリティ実施手順の策定

各学校は、情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な実施（実施手順）を策定するものとする。

#### 11 学生生徒等への対応

各学校が保有する情報資産を取り扱う全ての教職員等は、授業又は教育目的で情報資産の使用を学生生徒等に認める場合は、別に定める学生生徒等向けの情報セキュリティ実施手順等に従って、遵守すべき事項を学生生徒等に明示するよう努めなければならない。

#### 12 改廃

この基本方針の改廃は、理事長が行う。

#### 附 則

この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。